

67

株主の皆様へ

第67期報告書

平成31年2月21日～令和2年2月20日

証券コード 8227



しまむらグループ

株式会社 **しまむら**

株主の皆様には、平素格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
ここに第67期（平成31年2月21日から令和2年2月20日まで）の概況についてご報告申し上げます。



代表取締役社長

鈴木 誠

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国の経済は、堅調な雇用環境による給与増もあり緩やかな回復基調でしたが、消費増税後は、実質GDPが10-12月期は前期比でマイナスになり、消費支出は10月～1月が前年同月比で4ヶ月連続のマイナスになるなど、消費マインドの冷え込みは顕著となっています。

一方で世界経済は、米国の堅調な景気拡大の一方で、米中貿易問題による中国経済の減速、英国のEU離脱などの諸問題に、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大も加わり、先行きは極めて不透明となっています。

1. 当連結会計年度の消費環境の概要

①当連結会計年度の国内消費環境は、上半期の10連休となったゴールデンウィークや新元号への移行、下半期のラグビーワールドカップや東京五輪前の需要喚起による消費効果が一部で見られたものの、消費増税の経済への影響は大きく、消費環境は厳しさを増しています。

②衣料品の販売に影響を及ぼす天候は、上半期では4月度と7月度の低気温、下半期では9月～10月上旬までの真夏並みの高気温と12月～2月にかけての記録的な暖冬で、季節商品の売上低下を招きました。

加えて9月～10月は台風の相次ぐ上陸で多くの店舗が休業や営業時間短縮をするなど、1年を通じて衣料品の販売には難しい状況が続きました。

2. 当社グループの状況

このような状況下で、当社グループは平成31年度のグループ統一テーマを“既存店業績の改善”とし、**しまむら**のブランド力の回復をテーマに、触れて・楽しく選んで・気軽にお買い物の出来る店舗作りを目指し、お客様本位の店舗と売場、商品構成力の改革を進めてきました。

3. 主力のしまむら事業

1) **しまむら**事業においては、お買い物の楽しさと商品のバラエティ感を強めるため、アウター衣料部門を中心に対応したアイテム数の拡大は前年比12%増でした。また短期生産サイクル商品も婦人服で全体の27%、ティーンズ・ヤング部門で全体の52%に拡大し、売れ筋商品の追加対応と在庫の抑制を図りました。

2) 一方、前期の冬物過剰在庫が3月～4月の新規商品の仕入を圧迫して計画以上の値下と売上機会ロスが発生し、商品面では、年代別やブランド別の商品構成バランスを整えきれず、売上不振となりました。

3) 平成31年1月に運用開始した商品お取り寄せアプリの「**しまコレ**」は注文金額が約10億円となり、当初計画を大きく上回りました。特にインフルエンサー企画商品（婦人服、靴・服飾雑貨）が売上を牽引しました。

4) 広告宣伝では、低単価の商品を絞込み、レジでの割引販売を削減したことで客単価は昨年を上回りましたが、集客力低下による客数減につながりました。一方、2千万人超のSNS会員に向けたWebチラシは、回数を前年比で約3割増やし、相性の良い打出しの把握も進んだことで、1回あたりの売上高も伸びました。

当連結会計年度は12店舗を開設、8店舗を閉店し、店舗数は1,432店舗となりました。

また売上高は前年同期比5.4%減の4,015億25百万円となりました。

4. アベイル事業

アベイル事業は、適時適品による販売力の強化のため、短期生産商品の拡大と在庫管理の精度向上を図り、商品面ではベーシック商品の開発とライフスタイル関連など新規商品ラインの拡大を進めました。レディースウェア部門が売上を伸ばした一方で、メンズウェア部門は消費者のジーンズ離れとナショナルブランド商品の不振、靴・雑貨部門はスニーカーブームの収束で売上不振となりました。利益面ではレジでの割引販売の削減による粗利益高の改善とWebチラシの拡大による経費削減が進みました。また、コーディネート提案や演出力を高めるための売場作りにも取り組み、今年度は約100店舗の売場変更と全店舗でのワゴン什器の導入を行いました。

当連結会計年度は1店舗を開設、2店舗を閉店し、店舗数は319店舗となりました。

また売上高は前年同期比1.7%減の500億13百万円となりました。

5. バースデイ事業

バースデイ事業は、「ベビー・子供用品の専門店」として国内No.1を目指すべく、オリジナルブランドの商品開発に取り組みました。新規ブランドの「tete a tete (テータ・テート)」は、アウター衣料を中心に売上高を大きく伸ばし、一方で不振ブランドを縮小・廃止したことで、事業全体でブランドの再構築が進みました。また、在庫高を前年比で約1割削減出来たことで、選び易く買い易い売場作りが進みました。

当連結会計年度は15店舗を開設、2店舗を閉店し、店舗数は297店舗となりました。

また売上高は前年同期比0.1%増の540億19百万円となりました。

6. シャンブル事業

シャンブル事業は、ファッション誌「リンネル」と共同開発したオリジナルブランド「tsukuru&Lin. (ツクルアンドリン)」や「Mushroom (マッシュルーム)」の販売が好調に推移しました。また母の日や敬老の日などのイベント時に合わせて、カジュアルギフト好適品の品揃えを強化し、様々なギフト提案を売場で演出し、販売力の向上に繋がりました。

当連結会計年度は4店舗を閉店し、店舗数は93店舗となりました。

また売上高は前年同期比0.2%増の97億84百万円となりました。

7. デイバロ事業

デイバロ事業は、婦人靴の専門店を目指し、品揃えの強化を図っています。メンズビジネスシューズや子供スニーカーは商品構成の見直しなどで新規顧客を取り込むことが出来ましたが、天候不順により、主力の季節商品である婦人サンダルやブーツの販売が低調となりました。

当連結会計年度は1店舗を閉店し、店舗数は17店舗となりました。

また売上高は前年同期比5.6%増の7億24百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の日本国内の業績は、売上高5,160億68百万円（前年同期比4.4%減）、営業利益234億85百万円（同10.2%減）、経常利益235億51百万円（同10.5%減）、当期純利益は107億60百万円（同33.9%減）となりました。

8. 思夢樂事業

台湾で事業展開する**思夢樂**事業は、日本企画の商品を一定の割合で品揃えし、総合衣料の専門店として販売力の強化に取り組んでいます。上期は天候の影響により、春～夏物商品の販売において厳しい状況が続きましたが、下期は現地仕入比率の拡大や店舗での販促強化で客数が増加し、順調な天候も追い風となり、売上は回復傾向となりました。

当連結会計年度は1店舗を開設し、店舗数は48店舗となりました。

また売上高は前年同期比3.4%減の15億8百万NT\$（55億66百万円）となりました。

9. 饰梦乐事業

上海を中心に事業展開する**饰梦乐**事業は、昨年より店舗の再構築を進め、郊外店舗の撤退と既存店の売場面積の縮小を行いました。現在、上海・蘇州・無錫を出店エリアとして、中国マーケットへの適合を模索しています。

当連結会計年度は3店舗を閉店し、店舗数は8店舗となりました。
また売上高は前年同期比35.0%減の21百万RMB（3億47百万円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高5,219億82百万円（前年同期比4.4%減）、営業利益229億85百万円（同9.7%減）、経常利益238億55百万円（同9.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は131億25百万円（同17.9%減）となりました。

(商品部門別及び事業別売上高)

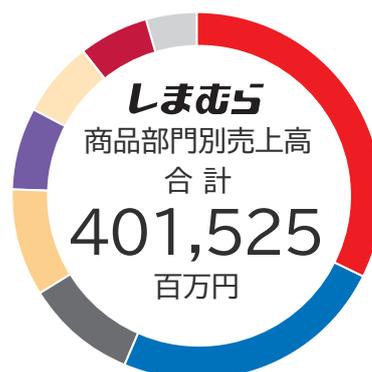
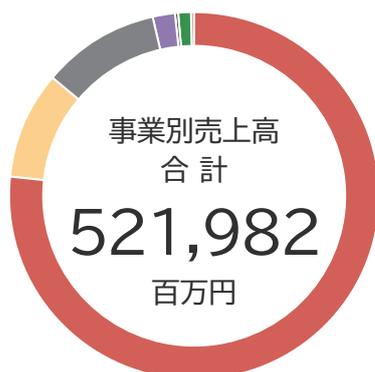
部門・事業	売上高 (百万円)	構成比 (%)
婦人衣料	129,871	24.9
肌着	97,613	18.7
寝装具	39,065	7.5
紳士衣料	37,282	7.1
ベビー・子供服	28,720	5.5
洋品小物	27,662	5.3
インテリア	23,815	4.6
靴	17,493	3.4
しまむら 計	401,525	76.9
アベイル	50,013	9.6
バースデイ	54,019	10.3
シャンプル	9,784	1.9
ディバロ	724	0.1
日本計	516,068	98.9
思夢楽	5,566	1.1
饰梦乐	347	0.1
合 計	521,982	100.0

事業別売上高(単位:百万円)

■ しまむら	76.9%	401,525
■ アベイル	9.6%	50,013
■ バースデイ	10.3%	54,019
■ シャンプル	1.9%	9,784
■ ディバロ	0.1%	724
■ 思夢楽	1.1%	5,566
■ 饰梦乐	0.1%	347

しまむら 商品部門別売上高(単位:百万円)

■ 婦人衣料	32.3%	129,871
■ 肌着	24.3%	97,613
■ 寝装具	9.7%	39,065
■ 紳士衣料	9.3%	37,282
■ ベビー・子供服	7.2%	28,720
■ 洋品小物	6.9%	27,662
■ インテリア	5.9%	23,815
■ 靴	4.4%	17,493



②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、45億28百万円であります。

1. 当連結会計年度中に完成した店舗等設備（自社物件）
26億98百万円
2. 当連結会計年度中に取得した店舗用地
96百万円
3. 当連結会計年度中に増加した差入保証金、その他の資産
17億33百万円

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 64 期 (平成29年2月期)	第 65 期 (平成30年2月期)	第 66 期 (平成31年2月期)	第 67 期 当連結会計年度 (令和2年2月期)
売 上 高 (百万円)	565,469	565,102	545,996	521,982
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	32,862	29,717	15,996	13,125
1株当たり当期純利益金額 (円)	894.09	808.56	435.23	357.15
総 資 産 (百万円)	379,686	397,534	397,425	407,981
純 資 産 (百万円)	331,354	353,091	359,076	365,901
1株当たり純資産額 (円)	9,015.46	9,606.97	9,770.24	9,956.38

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
思夢樂 股份有限公司	100百万NT\$	100.0%	衣料品の販売
饰梦乐（上海）商贸有限公司	192百万元	100.0%	衣料品の販売

(4) 対処すべき課題

わが国の今後の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大による世界経済の混乱から、直接的・間接的に影響を受けた業界範囲は広く、株式市場や為替相場も混乱が続き、収束時期が見通せない状況で、年間を通じて国内経済が停滞する恐れもあります。また昨年10月の消費増税後の景況感は回復が遅れており、消費者の生活防衛意識は今後一層高まるものと思われます。

小売業を取り巻く環境は、リアル店舗とECサイトがその垣根を越えて激しく競争し、加えて個人間取引のCtoCやサブスクリプション（定額制）などの市場規模も拡大するなど、販売チャネルの多様化が更に進んでおり、決済方法もモバイル決済や電子マネーなどキャッシュレス決済のシェアが拡大しています。消費者行動の変化では、SNSで発信された情報の影響力が高まっており、モノ消費からコト消費への移行に加え、エンカル消費など環境や社会に対する意識も高まっています。小売業には、このような消費環境や消費行動の変化を機敏に捉えた、迅速かつ確かな事業の構築が求められています。

このような状況下で、当社グループは令和2年度のグループ統一テーマを“リ・ボーン”とし、**しまむら**グループの復活をテーマに、家族全員で見て触れて、楽しく選んで、気軽にお買い物の出来る店作りを目指し、今年度実施した3つの対話（市場・消費者・お客様との対話）を継続しながら、商品力の強化と販売力の強化を推し進めます。下期からはEC事業を開始し、実店舗の強みと融合した新事業として新たな柱に育てていきます。

①商品力の強化

各事業でブランドの再構築を進めます。市場調査などで得た情報から、年代別、テイスト別にブランドの整理を進めており、過去の実績商品の繰り返しではなく、お客様に求められる商品展開を行います。また、店頭調査で得たお客様の声を、商品の素材やデザイン、サイズスペック等に反映させ、品質向上も更に進めていきます。生産面では短期生産を拡大し、タイムリーなトレンド提案を行います。

②販売力の強化

売場作りでは、新レイアウトの導入店舗を拡大し売場の標準化を進めます。販売促進では、シーズンイベントやモチベーションと連動した販促を強化し、また平日の売上増のため計画的にお買い得品の投入や割引販売を行います。商品展開では、地域別の品揃え拡大や競合店対策商品の導入で地域のシェア拡大を図ります。

③EC事業の開始

商品お取り寄せアプリの「**しまコレ**」は、アプリのダウンロード数目標を令和2年度200万人としています。下期のEC事業開始後はシステムを一新し、サービス面ではWeb上の決済機能と自宅配送機能を追加し、商品面ではお客様に支持されるECのあるべき品揃えとします。

1. 主力の**しまむら**事業

20代から50代の主婦とその家族をターゲットとする**しまむら**事業では、お客様に楽しく選んで頂ける品揃えとするため、全部門でブランドの整理を行い、アウトター商品を中心に短期生産を更に拡大します。加えて地域別品揃えの拡充によるシェア拡大も進めます。また各施策の達成に不可欠なサプライヤーとの連携強化に向け、商品部スタッフの大幅増員も行います。婦人売場の演出力強化とバラエティ豊かな品揃えのアピールを目的とする2020年型レイアウトへの変更は令和2年度中に全店舗で終了する予定です。

令和2年度も、立地や商圈の変化に対応した店舗の再配置を行い、10店舗の開設と3店舗の閉店を予定し、年度末には1,439店舗とする予定です。

2.アベイル事業

10代から30代の男女をターゲットとする**アベイル**事業では、トレンドからベーシックまでの幅広く旬な品揃えを提供するために、トレンド商品では新規商品ラインを拡大し、ベーシック商品では対象となる年齢層を広げ、生活関連商品なども展開し、客層の拡大を図ります。また既存店の販売力強化に向けて、コーディネート提案や演出力を高めるための売場変更は、令和2年度も約100店舗を計画しています。

令和2年度は10店舗の開設と6店舗の閉店を予定し、年度末には323店舗とする予定です。

3.バースデイ事業

「ベビー・子供用品の総合専門店」として国内No.1を目指すため、**バースデイ**オリジナルブランドの改廃と整理、ストーリー作りを進め、ランドセルや知育関連など専門カテゴリも強化します。またお客様にとって快適な買物環境の整備のため、新レイアウトへの売場変更やインショップ店舗の売場基準の確立などを行います。

令和2年度は10店舗の開設と6店舗の閉店を予定し、年度末には301店舗とする予定です。

4.シャンプル事業

20代から40代の女性をターゲットとした「雑貨&ファッション」の専門店である**シャンプル**は、軸となるブランドの展開商品とギフト対象商品の拡充を行い、テーマ性を持った品揃えを推進し、販売力の強化を図ります。

令和2年度は7店舗の開設と4店舗の閉店を予定し、年度末には96店舗とする予定です。

5.ディバロ事業

20代から50代の女性及びその子供と男性をターゲットとし、レディースシューズを中心とした「総合靴専門店」を確立するため、婦人・紳士・子供の各カテゴリにおいて品揃えの再構築を図ります。

令和2年度は3店舗の開設と2店舗の閉店を予定し、年度末には18店舗とする予定です。

6.思夢樂事業

台湾全域での店舗展開となった**思夢樂**は、総合衣料の専門店としてジュニアデパート化に向けた再構築を進め、台湾のお客様にとって適時、適品、適量、適価な品揃えとしてブランド力を確立し、売上規模の拡大を図ります。

令和2年度は1店舗の開設と3店舗の閉店を予定し、年度末には46店舗とする予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症の台湾での感染拡大と消費環境への影響は、日本国内同様に収束時期が見通せない状況です。

7.饰梦乐事業

上海を中心に事業展開する**饰梦乐**は、実店舗での販売力強化に向けて中国ローカルに適合した品揃えを進めるため、現地の工場と中国のお客様に合わせた製品を生産し、「売れる商品の調達方法」の確立を目指します。

令和2年度は3店舗の閉店を予定し、年度末には5店舗とする予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症の中国での感染拡大と消費環境への影響は、日本国内同様に収束時期が見通せない状況です。

以上により、令和2年度はグループ全体で41店舗の新規出店と27店舗の閉店を予定し、年度末には2,228店舗とする予定です。なお、令和2年度の業績の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大に伴い、消費者が外出を控える状況が続いていることから、来店客数の落ち込みが今後も予想され、売上高減少の適正かつ合理的な算定が困難であることから、開示しておりません。今後、新型コロナウイルス感染症の動向を見極めながら、適正かつ合理的な算定が可能となった時点で速やかに開示する予定です。

(5) 主要な事業内容（令和2年2月20日現在）

当社の企業集団（当社及び当社子会社）は、株式会社**しまむら**（当社）、及び子会社2社で構成され、衣料品を主としたソフトグッズの販売を行うチェーンストア群としての事業展開をしております。

当社の事業に係わる位置づけは、次のとおりであります。

- ①株式会社**しまむら**は、基幹である「**ファミリーマート-しまむら**」を主として次の事業の店舗展開をしております。
 - ・「**ファミリーマート-しまむら**」は20代から50代の主婦とその家族（＝ファミリー）をターゲットとし、ファミリーが日常生活のために使用する衣料品を提供する事業を展開しています。
 - ・「**アベイル**」は10代から30代をターゲットとし、メンズ、レディースの衣料品にシューズを加えた3分野を主力に商品を提供する事業を展開しています。
 - ・「**バースデイ**」はベビー・子供用品の専門店として、出産準備から子育てまでのあらゆるシーンに対応する幅広い商品を提供する事業を展開しています。
 - ・「**シャンブル**」は20代から40代の女性をターゲットとし、「おうち雑貨」をテーマに、家の中の身の回りのものを充実させたい女性のための雑貨・インテリア・衣料品・服飾雑貨などの商品を提供する事業を展開しています。
 - ・「**デパロ**」は20代から50代の女性及びその子供と男性をターゲットとし、「履きやすい・価値のある」靴を提供する事業を展開しています。
- ②**思夢楽**股份有限公司は、台湾において「**ファミリーマート-しまむら**」事業と同様の衣料品を販売する事業を展開しております。
- ③**饰梦乐**（上海）商貿有限公司は、中国において「**ファミリーマート-しまむら**」事業と同様の衣料品を販売する事業を展開しております。

(6) 主要な事業所及び店舗（令和2年2月20日現在）

①店舗数の状況

事業部門	前期末店舗数	当期出店数	当期退店数	当期末店舗数
ファミリーマート-しまむら	1,428店	12店	8店	1,432店
アベイル	320	1	2	319
バースデイ	284	15	2	297
シャンブル	97	0	4	93
デパロ	18	0	1	17
思夢楽	47	1	0	48
饰梦乐	11	0	3	8
合計	2,205	29	20	2,214

②商品センターの状況

盛岡商品センター	岩手県八幡平市大更第一地割203番1号
名取商品センター	宮城県名取市愛島台7丁目101番37号
東松山商品センター	埼玉県東松山市坂東山4番地
桶川商品センター	埼玉県桶川市赤堀2丁目3番1号
秦野商品センター	神奈川県秦野市堀山下88番15号
関ヶ原商品センター	岐阜県不破郡垂井町松島745番7号
犬山商品センター	愛知県犬山市羽黒字徳間屋敷1番
神戸商品センター	兵庫県神戸市西区見津が丘3丁目14番
岡山商品センター	岡山県倉敷市広江8丁目3番1号
北九州商品センター	福岡県北九州市門司区新門司北1丁目11番7号

(7) 従業員の状況（令和2年2月20日現在）

①主要な事業所及び店舗の従業員の状況

区	分	従業員数	前期末比増減
国	内	17,679名	-265名
海	外	520	-45
合	計	18,199	-310

(注) 上記従業員数には定時社員（パートタイマー）及び嘱託社員の15,037名を含みます。

②当社の従業員の状況

区	分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計	または平均	17,679名	-265名	40.2歳	9.0年

(注) 上記従業員数には定時社員（パートタイマー）及び嘱託社員の14,999名を含みます。

(8) 主要な借入先の状況（令和2年2月20日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和2年2月20日現在）

- ①発行可能株式総数 120,000,000株
- ②発行済株式の総数 36,913,299株
- ③株主数 16,012名
- ④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社島村企画	5,761千株	15.7%
株式会社島村興産	3,370千株	9.2%
株式会社クリエイティブライフ	2,370千株	6.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,925千株	5.2%
株式会社埼玉りそな銀行	1,764千株	4.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,407千株	3.8%
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	780千株	2.1%
S M B C 日興証券株式会社	770千株	2.1%
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	754千株	2.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	740千株	2.0%

(注) 持株比率は自己株式162,831株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（令和2年2月20日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 島 常 好	思 夢 樂 股 份 有 限 公 司 董 事 長 饰 梦 乐 (上 海) 商 貿 有 限 公 司 董 事
取 締 役	関 信 太 郎	開 発 ・ 店 舗 建 設 部 統 括 思 夢 樂 股 份 有 限 公 司 監 察 人
取 締 役	鈴 木 誠	企 画 室 長
取 締 役	齋 藤 剛 樹	しまむら 商 品 ・ 販 売 企 画 ・ 広 告 宣 伝 ・ 市 場 調 査 部 統 括
取 締 役	高 橋 維 一 郎	物 流 ・ 貿 易 ・ シ ス テ ム 部 統 括
取 締 役	松 井 珠 江	株 式 会 社 松 井 オ フ ィ ス 取 締 役 副 社 長
取 締 役	鈴 木 豊	株 式 会 社 山 城 経 営 研 究 所 相 談 役
常 勤 監 査 役	吉 岡 秀 行	思 夢 樂 股 份 有 限 公 司 監 察 人 饰 梦 乐 (上 海) 商 貿 有 限 公 司 監 事
監 査 役	島 村 裕 之	株 式 会 社 島 村 興 産 代 表 取 締 役 社 長 株 式 会 社 島 村 企 画 監 査 役
監 査 役	早 瀬 佳 一	タ キ ヒ コ ー 株 式 会 社 顧 問 テ ィ ー ・ テ ィ ー ・ シ ー 株 式 会 社 代 表 取 締 役
監 査 役	堀 之 北 重 久	公 認 会 計 士 堀 之 北 重 久 事 務 所 代 表 三 洋 工 業 株 式 会 社 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) 株 式 会 社 東 陽 テ ク ニ カ 社 外 監 査 役

- (注) 1. 取締役松井珠江、鈴木豊の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役早瀬佳一、堀之北重久の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役堀之北重久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役松井珠江氏、鈴木豊氏、監査役早瀬佳一氏、堀之北重久氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

②事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中 村 武	令和元年5月17日	任期満了	しまむら 店 舗 運 営 ・ 店 装 ・ 店 舗 管 理 部 統 括

③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	8名	97百万円	(うち社外取締役2名 21百万円)
監 査 役	4	35	(うち社外監査役2名 11百万円)
合 計	12	132	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年5月14日開催の第62期定時株主総会において年額400百万円以内、監査役の報酬限度額は、平成20年5月16日開催の第55期定時株主総会において年額94百万円以内と決議いただいております。
 2. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれています。
 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額1百万円（監査役2名に対し1百万円（うち社外監査役1名に対し0百万円））。
 3. 令和2年2月20日現在の取締役の員数と支給人員の相違は、令和元年5月17日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社内）1名が含まれているためであります。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松井珠江氏の兼職先と当社の取引関係はありません。
- ・取締役鈴木豊氏の兼職先と当社の取引関係はありません。
- ・監査役早瀬佳一氏の兼職先と当社との間には商品の取引関係があります。
- ・監査役堀之北重久氏の兼職先と当社の取引関係はありません。

ロ・当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	取締役会（17回開催）		監査役会（18回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 松 井 珠 江	16回	94.1%	—	—
取締役 鈴 木 豊	17	100.0	—	—
監査役 早 瀬 佳 一	15	88.2	16回	88.9%
監査役 堀之北 重 久	16	94.1	17	94.4

b. 取締役会及び監査役会での発言状況

取締役会において、取締役松井珠江氏は、長期にわたり小売業の人事政策、福利厚生、社会・環境サステナビリティ分野で活躍された豊富な知識と幅広い見識を有しており、当社の人事政策面においてその経験に基づき、適宜適切な発言を行っており、取締役鈴木豊氏は、企業経営者として培われた豊富な知識と幅広い見識に基づき、適宜適切な発言を行っております。

取締役会及び監査役会において、監査役早瀬佳一氏は、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行っており、監査役堀之北重久氏は、監査体制の強化に関する助言・発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

①名 称 有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47

(注) 1. 当監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役がグループ会社全体の経営理念を基に、全社横断的にコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規定（取締役会規程、監査役会規程、株式取扱規程、役員規程、執行役員規程等）を適切に整備してまいります。
- ・監査役、内部監査室による内部統制システムを検証するための体制を構築しております。
- ・公益通報者保護規程を基に通報者が不利益を受けない様、またその内部通報が適切に処理でき、さらに全社的に再発防止につながるよう、適正な制度の確立と運用をすすめてまいります。
- ・監査役による取締役と執行役員の業務執行状況の監査と、監査役会での検証を行っております。
- ・財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各部門の責任者から、定期的に確認書等の提出を求めています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理に関する体制

- ・法令と社内規定に基づき議事録・稟議書等の文書を作成し、規程に基づき部署長が適正に保存管理しております。
- ・これらの文書は取締役・監査役が常時閲覧できる体制を整備しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・全社的なリスクの管理規程を整備し、担当部署のリスク管理のレベル向上に努めて、未然防止と有事に適切な対応ができるようにしております。
- ・新たに生じたリスクに対し取締役社長が速やかに責任取締役を定め、必要な対応をとっております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を毎月1回以上開催し、迅速な意思決定と重要事項の決定、取締役の業務執行状況の報告を行っております。
- ・取締役は、職務分掌や職務権限規程を定期的に検証しております。
- ・監査役は、取締役会に出席し効率的な業務執行の監督を行っております。

⑤従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を構築しております。

⑥当社と関連するグループ集団での業務の適正を確保するための体制

- ・グループ集団の取締役及び業務を執行する社員等が、職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備しております。
- ・グループ集団の損失の危機管理に関する規程その他の体制を整備しております。
- ・グループ集団の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備しております。
- ・グループ集団の取締役・執行役員と従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備しております。

⑦監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合の体制

- ・監査室は、監査役の要請に応じてその業務を補助しております。

⑧前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査室の所属従業員の人事異動には、人事部長は監査役との事前協議のうえ決定しております。
- ・取締役・執行役員と従業員は監査役による監査、監査室による監査には適正に対処し、一切不当な制約をしないものとしております。
- ・監査役による監査を支援中の従業員の指揮命令権は、監査役にあるものとしております。

⑨次に掲げる体制その他の監査役へ報告をするための体制

- ・取締役・執行役員及び従業員が監査役に報告するための体制を整備しております。
- ・子会社の取締役、監査役等及び従業員から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備しております。

⑩監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役への報告を行った当社グループの役員と従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ集団の役員と従業員に周知徹底しております。

⑪監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きと、その他職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について前払い等の請求をしたときは、担当部署は社内規程に基づき、当該請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

⑫その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程と業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席しております。
- ・監査役は、主要な稟議書・報告書を閲覧し、必要に応じて取締役・従業員に説明を求めています。
- ・監査役は、当社会計監査人との情報交換を行い、連携を図っております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

内部統制システムの整備及び運用状況について監査役及び監査室が継続的に確認、調査しており、その結果は、社長あるいは該当部署の担当執行役員へ報告しております。なお調査の結果、判明した問題点は、該当部署の担当執行役員へ是正措置を求め、内部統制システムの運用に努めております。

主な運用状況は次のとおりであります。

①コンプライアンス、リスク管理体制

取締役・執行役員及び全社員対象の行動指針として「社員としての基本的な考え方」、「就業規則」、「会社法による取締役、執行役員及び従業員への業務監査の規程」、「コンプライアンス規程」等を定め、法令違反、不正行為等の早期発見及びそれらが未然に防止される体制を整備しております。また、「公益通報保護規程」に基づき、直ちに監査室へ報告される体制を整備しており、調査結果は、人事担当執行役員が取締役会へ報告しております。

②取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会を月1回以上開催する他、執行役員による経営会議を毎週行うことにより、業務執行の効率的な管理、監督及び情報の共有に繋げ、業務執行に関する重要事項の多面的な検討による意思決定を行いました。

③監査役の管理体制

取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、担当部署からの報告を受け、重要情報及び問題点を共有する事で監査の実効性向上を図っております。また監査役は、会計監査人、監査室など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、当社の内部統制システム全般をモニタリングし、より効率的な運用について助言を行っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業の発展を通じて株主の皆様のご支援にお応えするために、適切な配当を安定的に行い、また、企業体質の強化と事業基盤の拡大のために投資を続けることを利益配分の基本と考えております。

チェーンストアの経営においては、標準化された時代に適応した最先端な店舗を密度濃く展開するための事業基盤の強化が最大の経営戦力であり、このために内部留保を効率的に再投資することは特に重要です。

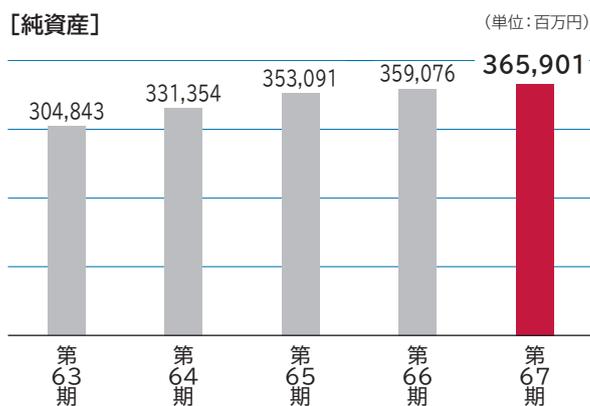
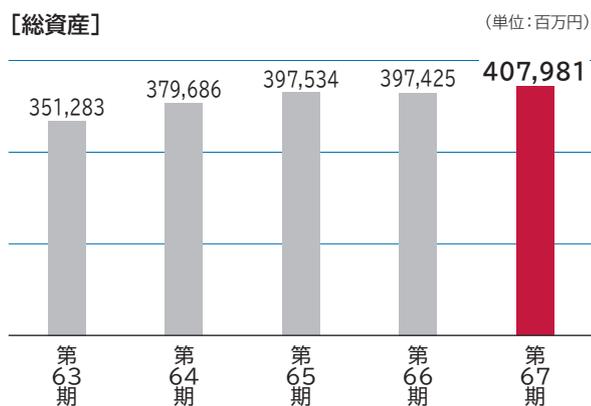
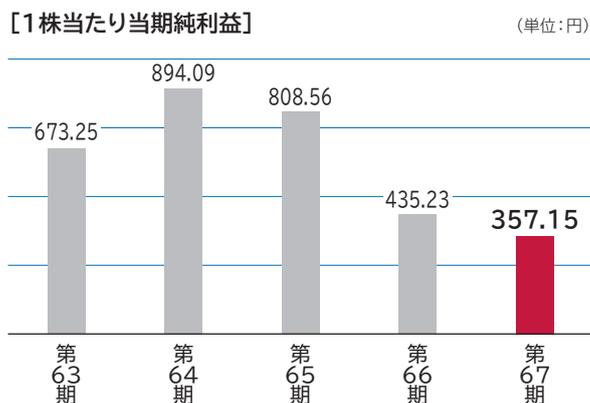
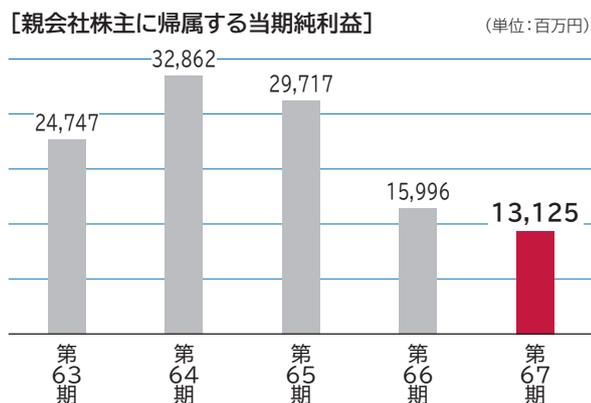
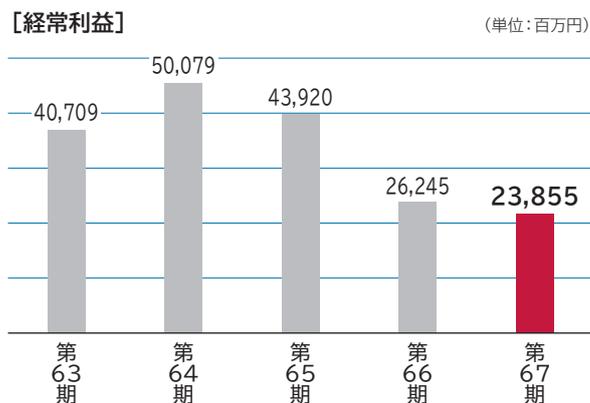
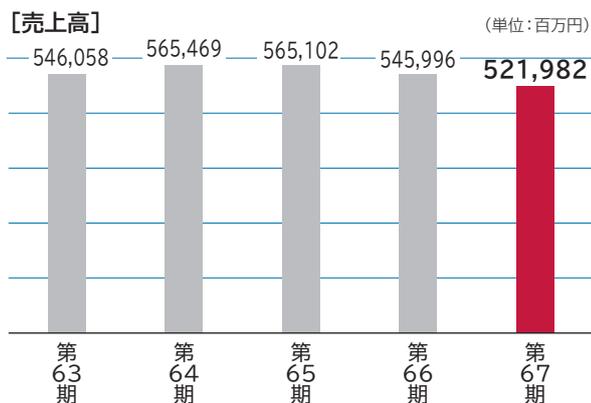
これは主に積極的な出店への店舗建設費と高いレベルの店舗への改装費用とともに物流システム、情報システムの改革などへの投資が基本となりますが、当社はキャッシュ・フローを重視した適切な経営によって、高い生産性と適正な企業業績を維持することを通じ、提出会社における単体の配当性向25%以上を目安として株主各位のご支援にお応えする所存です。

(8) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、お客様、お取引先、株主に対して、また従業員に対して公正、公平に対応することが事業の基本的な信用と考えております。事業の展開に係わりのあるどの社会に対しても信用・信頼を一層高めることが事業の継続発展には必要で、そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

そのうえで、当社が築いてまいりました小売業界における独自の事業モデルを発展・拡大させ、経営の効率性や収益性を一層高める観点から、専門性の高い業務・運営知識を備えたものが取締役に就任し、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針の決定につき、重要な職務を担当することが企業価値を高め、全ての利害関係者共同の利益に資するものと考えております。

■営業成績及び財産の状況の推移



連結貸借対照表(令和2年2月20日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	240,113	流動負債	37,158
現金及び預金	26,088	買掛金	18,661
売掛金	5,971	未払法人税等	4,475
有価証券	152,006	賞与引当金	2,200
商品	51,646	執行役員賞与引当金	37
その他	4,400	ポイント引当金	157
		その他	11,626
固定資産	167,868	固定負債	4,921
有形固定資産	131,082	定時社員退職功労引当金	1,041
建物及び構築物	75,308	役員退職慰労引当金	167
機械装置及び運搬具	1,456	執行役員退職慰労引当金	192
器具及び備品	651	退職給付に係る負債	1,215
土地	49,140	資産除去債務	2,115
建設仮勘定	4,525	その他	189
		負債合計	42,079
無形固定資産	1,023	純資産の部	
その他	1,023	株主資本	361,890
投資その他の資産	35,762	資本金	17,086
投資有価証券	10,164	資本剰余金	18,637
差入保証金	21,942	利益剰余金	327,567
繰延税金資産	1,991	自己株式	△1,400
その他	1,720	その他の包括利益累計額	4,011
貸倒引当金	△57	その他有価証券評価差額金	3,766
資産合計	407,981	繰延ヘッジ損益	29
		為替換算調整勘定	295
		退職給付に係る調整累計額	△80
		純資産合計	365,901
		負債純資産合計	407,981

連結株主資本等変動計算書(自 平成31年2月21日 至 令和2年2月20日)

科目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成31年2月21日残高	17,086	18,637	321,056	△1,387	355,393
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△6,615		△6,615
親会社株主に帰属する当期純利益			13,125		13,125
自己株式の取得				△13	△13
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	6,510	△13	6,497
令和2年2月20日残高	17,086	18,637	327,567	△1,400	361,890

連結損益計算書(自 平成31年2月21日 至 令和2年2月20日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		521,982
売上原価		352,307
売上総利益		169,675
営業収入		912
営業総利益		170,587
販売費及び一般管理費		147,602
営業利益		22,985
営業外収益		
受取利息	261	
受取配当金	180	
包装資材売却益	167	
為替差益	84	
その他	194	888
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	9	
その他	8	18
経常利益		23,855
特別損失		
固定資産除売却損	129	
減損損失	2,577	
災害による損失	262	
その他	91	3,061
税金等調整前当期純利益		20,793
法人税、住民税及び事業税	8,085	
法人税等調整額	△418	7,667
当期純利益		13,125
親会社株主に帰属する当期純利益		13,125

(単位:百万円)

その他の包括利益累計額					純資産合計
その他有価証券評価差額金	繰延ハッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
3,534	3	282	△138	3,682	359,076
					△6,615
					13,125
					△13
231	26	13	57	328	328
231	26	13	57	328	6,825
3,766	29	295	△80	4,011	365,901

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- 連結の範囲に関する事項
連結子会社等の状況は次のとおりであります。
1) 連結子会社等の数 : 2社
2) 連結子会社等の名称: 恩夢樂股份有限公司、饰梦乐(上海)商貿有限公司
- 持分法の適用に関する事項
持分法を適用した関連会社の数: 0社
- 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち饰梦乐(上海)商貿有限公司の決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- 重要な会計方針
 - 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)を採用しております。
その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法を採用しております。
 - 2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
 - 3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商 品: 売価還元法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - 4) 固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産
建物及び構築物: 定率法(簿価の14.2%)及び定額法(簿価の85.8%)
そ の 他: 定率法
ただし、在外連結子会社については、所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 5~50年
機械装置及び運搬具 4~12年
 - 5) 引当金の計上基準
①貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金
従業員(定時社員を含む)に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
③執行役員賞与引当金
執行役員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
④ポイント引当金
顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。
⑤定時社員退職功労引当金
定時社員(パートタイマー)の退職功労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
⑥役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
⑦執行役員退職慰労引当金
執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
 - 6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
①消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
②退職給付に係る負債の計上基準
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
a. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付見込額の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。
b. 数理計算上の差異の処理方法
数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- 未適用の会計基準等
 - 1) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。
ステップ1: 顧客との契約を識別する。
ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
ステップ3: 取引価格を算定する。
ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
適用予定日
令和5年2月期の期首より適用予定であります。
当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。
 - 2) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
概要
国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。
・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
適用予定日
令和5年2月期の期首から適用します。
当該会計基準等の適用による影響
「時価算定会計基準等」の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。
- 表示方法の変更
〔「税効果会計に係る会計基準」の一部改正〕の適用に伴う変更
〔「税効果会計に係る会計基準」の一部改正〕(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

連結貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 93,547百万円
2. 担保に供されている資産

有価証券	6百万円
差入保証金	71百万円
担保に係る債務	131百万円
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 36,913,299株
2. 配当に関する事項
 - 1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当
 - ① 令和元年5月17日開催の株主総会において次のとおり決議しました。
 - a. 配当金の総額 2,940百万円
 - b. 1株当たりの配当額 80円
 - c. 基準日 平成31年 2月20日
 - d. 効力発生日 令和元年 5月20日
 - ② 令和元年9月30日開催の取締役会において次のとおり決議しました。
 - a. 配当金の総額 3,675百万円
 - b. 1株当たりの配当額 100円
 - c. 基準日 令和元年 8月20日
 - d. 効力発生日 令和元年10月31日
 - 2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当
令和2年5月15日開催の株主総会において次のとおり決議する予定です。
 - a. 配当金の総額 3,675百万円
 - b. 1株当たりの配当額 100円
 - c. 基準日 令和2年 2月20日
 - d. 効力発生日 令和2年 5月18日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
 - 1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資については短期で安全性の高い預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。
 - 2) 金融商品の内容及びそのリスク
有価証券及び投資有価証券は、譲渡性預金、株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入保証金は、主として出店時に預託したものであり、預託先の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金は、主として1ヶ月の支払期日であります。借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。
デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る為替の変動リスクを低減するために利用している先物為替予約取引であります。
 - 3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
当社グループは、差入保証金について、預託先の信用状況を定期的に把握し、与信管理を行っています。満期保有目的の債券は、内規に基づき、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であります。
 - ② 市場リスクの管理
当社グループは、外貨建営業債務に係る為替の変動リスクに対して、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、借入金については、必要に応じて固定金利の借入金を調達することで、金利の変動リスクを管理しております。デリバティブ取引の執行・管理については内規に従い運用しております。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
 - 4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。
2. 金融商品の時価等に関する事項
令和2年2月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
1) 現金及び預金	26,088	26,088	-
2) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	6	6	0
② その他有価証券	160,782	160,782	-
3) 差入保証金 (1年内回収予定のものも含む) 貸倒引当金	14,586 -		
	14,586	15,174	587
資産計	201,463	202,051	587
4) 買掛金	18,661	18,661	-
負債計	18,661	18,661	-
デリバティブ取引（*）	42	42	-

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- 1) 現金及び預金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
 - 2) 有価証券及び投資有価証券
これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。
 - 3) 差入保証金
差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。
- 負債
- 4) 買掛金
短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式（*1）	1,382
差入保証金（*2）	10,192

（*1）非上場株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（*2）差入保証金のうち、償還期日が確定していないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「3）差入保証金」に含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 9,956円38銭
2. 1株当たり当期純利益金額 357円15銭

貸借対照表(令和2年2月20日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	239,017	流動負債	36,729
現金及び預金	25,549	買掛金	18,418
売掛金	5,970	未払金	2,824
有価証券	152,006	未払費用	5,569
商品	51,154	未払法人税等	4,475
前払費用	1,047	預り金	399
立替金	59	賞与引当金	2,186
1年内回収予定差入保証金	2,830	執行役員賞与引当金	37
その他	399	ポイント引当金	157
		その他	2,660
固定資産	168,211	固定負債	4,745
有形固定資産	128,854	退職給付引当金	1,039
建物	68,722	定時社員退職功労引当金	1,041
構築物	4,412	役員退職慰労引当金	167
機械及び装置	1,426	執行役員退職慰労引当金	192
車輛及び運搬具	11	資産除去債務	2,115
器具及び備品	616	受入保証金	188
土地	49,140	負債合計	41,474
建設仮勘定	4,525	純資産の部	
無形固定資産	1,008	株主資本	361,958
借地権	927	資本金	17,086
その他	81	資本剰余金	18,637
投資その他の資産	38,347	資本準備金	18,637
投資有価証券	10,164	利益剰余金	327,635
関係会社株式	0	利益準備金	1,005
関係会社出資金	0	その他利益剰余金	326,629
関係会社長期貸付金	4,431	圧縮記帳積立金	164
破産更生債権等	26	別途積立金	314,420
繰延税金資産	1,956	繰越利益剰余金	12,044
長期前払費用	1,686	自己株式	△1,400
差入保証金	21,665	評価・換算差額等	3,796
建設立替金	21	その他有価証券評価差額金	3,766
その他	7	繰延ハッジ損益	29
貸倒引当金	△1,612	純資産合計	365,754
資産合計	407,228	負債純資産合計	407,228

株主資本等変動計算書(自平成31年2月21日 至 令和2年2月20日)

科目	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金		その他利益剰余金			
			圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成31年2月21日残高	17,086	18,637	1,005	165	305,420	16,899	323,490
事業年度中の変動額							
積立金の取崩				△0		0	-
積立金の積立					9,000	△9,000	-
剰余金の配当						△6,615	△6,615
当期純利益						10,760	10,760
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△0	9,000	△4,854	4,145
令和2年2月20日残高	17,086	18,637	1,005	164	314,420	12,044	327,635

損益計算書(自 平成31年2月21日 至 令和2年2月20日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		516,068
売上原価		348,570
売上総利益		167,497
営業収入		905
営業総利益		168,403
販売費及び一般管理費		144,917
営業利益		23,485
営業外収益		
受取利息	289	
有価証券利息	23	
受取配当金	180	
包装資材売却益	167	
為替差益	83	
その他	191	936
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	863	
その他	6	870
経常利益		23,551
特別損失		
固定資産除売却損	121	
減損損失	2,412	
災害による損失	262	
その他	91	2,888
税引前当期純利益		20,662
法人税、住民税及び事業税	8,085	
法人税等調整額	1,816	9,902
当期純利益		10,760

(単位:百万円)

株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
△1,387	357,827	3,534	3	3,537	361,364
	—				—
	—				—
	△6,615				△6,615
	10,760				10,760
△13	△13				△13
		231	26	258	258
△13	4,131	231	26	258	4,389
△1,400	361,958	3,766	29	3,796	365,754

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）を採用しております。
その他有価証券
時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの ……移動平均法に基づく原価法を採用しております。
子会社株式 ……移動平均法に基づく原価法を採用しております。
 - 2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
 - 3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商 品：売価還元法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 1) 有形固定資産
建 物：定率法（簿価の11.8%）及び定額法（簿価の88.2%）
構 築 物：定率法（簿価の51.2%）及び定額法（簿価の48.8%）
そ の 他：定率法
主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建 物 5～50年
構 築 物 5～30年
機 械 及 び 装 置 7～12年
 - 2) 長期前払費用
定額法
3. 引当金の計上基準
 - 1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 2) 賞与引当金
従業員（定時社員を含む）に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - 3) 執行役員賞与引当金
執行役員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - 4) ポイント引当金
顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。
 - 5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
 - 6) 定時社員退職功労引当金
定時社員（パートタイマー）の退職功労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
 - 7) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
 - 8) 執行役員退職慰労引当金
執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - 1) 未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なります。
 - 2) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 表示方法の変更
(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更
(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	90,944百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	53百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	4,431百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	2百万円
5. 担保に供されている資産	有価証券 差入保証金 6百万円 71百万円
担保に係る債務	流動負債のその他（商品券） 131百万円
6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。	

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	14百万円
営業取引以外の取引高	54百万円
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。	

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数	
普通株式	162,831株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の主な発生原因の内訳	
減損損失	1,496百万円
関係会社株式評価損	1,117百万円
関係会社出資金評価損	905百万円
貸倒引当金	486百万円
未払事業税	354百万円
賞与引当金	660百万円
ポイント引当金	47百万円
退職給付引当金	314百万円
定時社員退職功労引当金	314百万円
役員退職慰労引当金	50百万円
執行役員退職慰労引当金	58百万円
資産除去債務	638百万円
その他	887百万円
繰延税金資産小計	7,332百万円
評価性引当額	△2,998百万円
繰延税金資産合計	4,334百万円
2. 繰延税金負債の主な発生原因の内訳	
その他有価証券評価差額金	△1,629百万円
差入保証金時価評価	△ 319百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△ 344百万円
圧縮記帳積立金	△ 71百万円
その他	△ 13百万円
繰延税金負債合計	△2,377百万円
繰延税金資産の純額	1,956百万円

リース取引により使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引（借主側）	
該当事項はありません。	
2. オペレーティング・リース取引（借主側）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	6,677百万円
1年超	21,975百万円
合計	28,652百万円

関連当事者との取引に関する注記

当事業年度における関連当事者との取引については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	9,952円38銭
2. 1株当たり当期純利益金額	292円78銭

■連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年3月26日

株式会社 しまむら
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 雅彦 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 一行 男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社しまむらの平成31年2月21日から令和2年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社しまむら及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年3月26日

株式会社 し ま む ら
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 雅 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 一 行 男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社しまむらの平成31年2月21日から令和2年2月20日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年2月21日から令和2年2月20日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員及び従業員等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査室等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

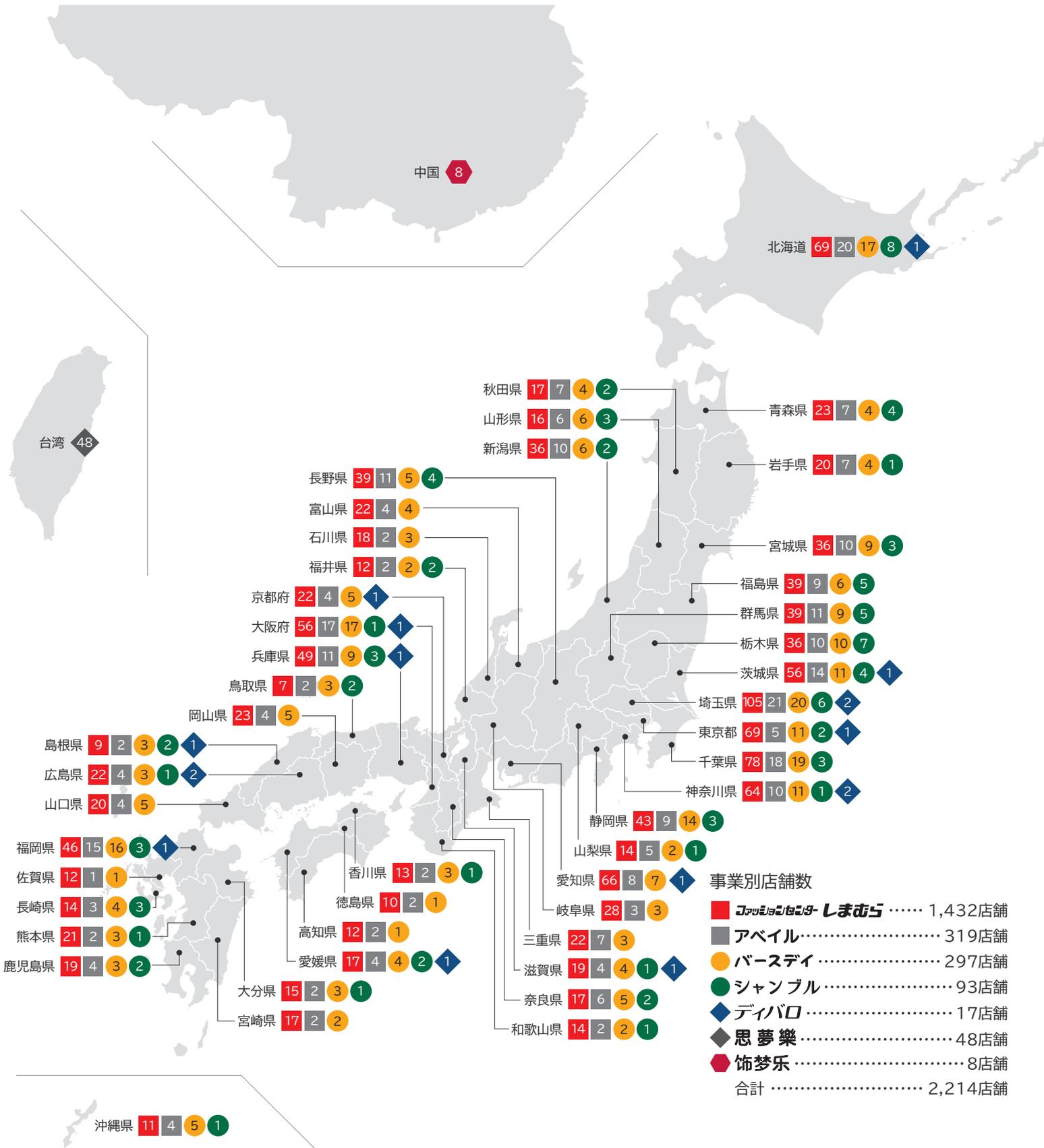
令和2年3月27日

株式会社 し ま む ら 監査役会

常勤監査役	吉 岡 秀 行	Ⓔ
監 査 役	島 村 裕 之	Ⓔ
社外監査役	早 瀬 佳 一	Ⓔ
社外監査役	堀之北 重 久	Ⓔ

以 上

店舗のご案内(令和2年2月20日現在)



株主メモ

事業年度	2月21日から翌年2月20日まで	
定時株主総会	毎年5月	
単元株式数	100株	
基準日	定時株主総会	2月20日
	期末配当	2月20日
	中間配当	8月20日

株主名簿管理人 及び特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 (〒168-0063) 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)
公告の方法	電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができない事 故その他のやむを得ない事由が生じたとき は、日本経済新聞（東京）に掲載します。 公告掲載アドレス https://www.shimamura.gr.jp/

■ 住所変更、単元未満株式の買取のお申出について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座にて管理されている株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

■ 未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

■ 「配当金計算書」について

配当金のお支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。

ホームページのご案内

① 店舗情報・今週のチラシ情報について

各事業の店舗情報・今週のチラシ情報をご紹介します。

② IR情報について

株主の皆様へ財務・株式データや売上速報など最新の情報をご提供しています。

詳しい情報は、ぜひホームページをご覧ください

しまむら



スマートフォン用QRコード



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://www.shimamura.gr.jp/>



Shimamura
FASHION CENTER

UD
FONT

ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC
www.fsc.org
FSC® C013080

VEGETABLE
OIL INK